

## 第102回長崎県連合海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和6年8月26日(月) 15:00~16:40
2. 通知年月日 令和6年8月 1日(木)
3. 公示年月日 令和6年8月 1日(木)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1  
長崎県庁3階313会議室
5. 出席者(委員) 志岐会長、山中委員、神田委員、荒木委員、岡部委員、  
草野委員  
  
(事務局) 松尾事務局長、馬場事務局次長、丸田課長補佐、荒井係長  
原主任技師  
(県) 漁業振興課 村瀬企画監 資源管理担当 本多主任技師  
" 漁業調整担当 本田参事
6. 議題  
第1号議案 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案  
議題について  
  
その他 ①令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会等の結果に  
ついて(報告)

## 7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今より、第102回長崎県連合海区漁業調整委員会を開催します。  
はじめに、志岐会長よりご挨拶をお願いします。

会 長

(会長挨拶)

本日は、令和6年度になり初めての委員会ですが、県の4月1日付け人事異動がっておりますので、事務局及び県職員の自己紹介をお願いします。

事務局・県

(自己紹介)

会 長

それでは議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局より報告願います。

事務局

本日は、委員6名全員が出席されています。

出席者が過半数を超えておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告します。

会 長

これより議事に入ります。

本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、荒木委員と草野委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案

「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」

○その他

①「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会結果について（報告）」

となっております。

それでは、第1号議案「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」を上程します。

会 長

なお、本議題は、その他の①「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会等の結果について」と関連しておりますので、その他の①の報告を受けた後に審議することとします。

事務局から説明をお願いします

事務局

○その他①「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会等の結果について」の報告

- ・ 本年5月17日通常総会が東京で開催され、会長、事務局が出席。
- ・ 中央省庁への7項目の要望事項について審議され、異議なく承認。
- ・ 要望書については7月10日、連合会役員から関係省庁に提出。
- ・ 水産庁に対しては同日午後、当会会長と事務局で出席した理事会に担当課長等を招いて手渡すとともに意見交換内容（会長から特に太平洋くろまぐろの資源管理に関して「いか釣り漁具被害」の現況と漁業者の窮状を伝えるとともに、対馬海区からの提案を受け当委員会から新規要望した「沖合漁業の代船建造に伴う沿岸漁業者との調整」について、沿岸側の理解が得られるような調整を強く求めたこと）を報告。
- ・ 令和5年度の長崎県連合海区漁業調整委員会の提案事項が令和6年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望事項にどのように反映されたかを報告。

○第1号議案「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議の提案議題について」の説明

- ・ 本委員会からは、以下の6つの項目について要望することの説明。
  - 1 日中、日韓新漁業協定における今後の対策等について（継続（一部削除））
  - 2 日本近海における外国漁船違法操業取締の強化について（継続（一部表現変更））
  - 3 太平洋クロマグロの資源管理の推進について（継続（一部表現変更））
  - 4 海区漁業調整委員会制度について（継続）
  - 5 新たな資源管理措置等について（継続（一部表現変更））
  - 6 沿岸漁業と沖合漁業（大臣許可漁業）との調整について（沖合漁業の代船建造に伴う沿岸漁業者との調整）（継続）

会 長

ただいま事務局から説明がありましたこのことについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。

草野委員

3番目の太平洋くろまぐろの資源管理についてだが、まさに今年増枠に向けての協議がなされていて、長崎県は小型魚の漁獲が全国で一番多い。そのような中、大型魚は50%、小型魚は10%の増枠の交渉結果、長崎県としては不満なところ。国は小型魚を獲らなければ大型魚が増えるんだとの考えで、小型魚を増やすつもりはもともと考えになくて、そうであれば長崎県は小型魚を獲るのを我慢してきているわけだから、その分を大型魚の枠から配慮してくれという主張をしていくべきと思う。特に以前は壱岐で大型魚の採捕があっていたが、もともとは小型魚の利用が主体で、大型魚はあまりなかった。そうした経過もあるので小型魚が獲れないなら大型魚を獲りたいという漁業者も多数いる。そうしたことも踏まえて要望していくべきだと思う。

会 長

事務局からコメントありますか。

漁業振興課  
村瀬企画監

7月の初めにWCPFCの北小員会があり、今草野委員が発言されたように小型魚10%アップ、大型魚50%アップの増枠が合意されました。決定は12月の本委員会です。おそらくそうなるであろうと言われています。草野委員が発言されたように今まで資源管理に取り組んできた中で、小型魚をすごく厳しい管理をしてきました。その結果大型魚がこのように増えてきたというのは科学的なデータでも証明されていますし、漁業者の皆様も沖に出て実感されているところだと思います。こういった中で、やはり小型魚の保護がクロマグロの大型魚、親の資源量の回復にとって非常に有効だというのが分かってきた中で、国の方で小型魚よりも大型魚に目を向けさせようという形になってきています。

そういった中で本県の漁業者に大型魚にどのように目を向けていただけるのかということも県としても考えていく必要があると思っています。

ただ、この要望は令和7年度に向けた要望となるので、この中に書き込むのは時期として遅くなってしまうのではないかと考えます。

令和7年度に向けて長崎県として何ができるのかということは検討して

いく必要があると考えております。

事務局長

私からもいいでしょうか。

横長の資料1-2の3ページの下段(2)国留保枠の有効活用についての項目に、具体性はないですが「…国留保枠を最低限の数量を除いた可能な範囲で最大限活用し、沿岸漁業に対してより手厚い配分となるよう…」と要望しているところが今問題となっている大臣管理と沿岸漁業の関係部分だと思いますが、それを全漁調連として要望したのが真ん中の列の「ア沿岸漁業に配慮した配分」、「イ来遊量や漁獲状況を反映した公平な見直し」の部分になると思うんですが、こういったところに、小型魚を我慢してきた沿岸漁業に配慮してほしいと趣旨を入れ込むのかどうかということだと思います。ただし気になるのが他県とのバランスというか、全漁調連の要望となると長崎県だけの要望とは違う形となるので、そこらへんがどうしたものかと思うところです。長崎県としては先ほど草野委員が言われた趣旨を書いて、あとは全漁調連の方でどこまでそれを書いてもらうのかという調整になってくると考えます。本県から出す要望としてはそういうことを入れるということでもいいでしょうか。

草野委員

基本的に沖合漁業と沿岸漁業に対して国は、留保枠から配分したものを含め沿岸漁業に配慮していますという言いぶりだが、実際は大したことない。口ぶりだけで。沿岸漁業が我慢した結果、資源が増えたのだから留保枠だけでなくもっと根本的に沿岸漁業に配慮するよう求めるべき。定置網関係では他県も同じような考え方で主張をしているし、資源管理に取り組んだのは沿岸の曳縄など我慢したんだからそこに配慮すべきということは訴えるべき。

それからもう1点いいですか。

先のクロマグロの会議で水産庁の審議官の説明の中で「2kg未満の小型魚の採捕を規制できれば、国際交渉の中で外国とも交渉しやすい」との話があった。

2kg未満小型魚はもともと価値が低いので、そこを我慢することで小型魚の増枠が勝ち取れるのなら、長崎県としても各海区なのか連合海区でやるのかわからないが各方面で議論すべきではないか。

会 長 草野委員のご意見の中で、今まで我慢してきた中で、大型魚の増枠に比べて小型魚の増枠は少ないのではないかと、もう少し強く要望したほうが良いのではとの意見に対して、事務局の方ではそういう要望を出しているが全国要望になると各県の意見、状況を踏まえて結果的にはこのような表現になっているとのこと。その辺を沿岸の小型魚を増枠するという表現を入れてもう少し強調してはどうかとの提案だと思いますが、事務局どうですか。

事務局長 委員からのご要望ですので、できるだけ反映できるように修文して会長にご相談したいと思いますがそれでよろしいでしょうか。

神田委員 管理が始まる前は、五島、壱岐、対馬ほとんどが小型魚を獲って生計を立てていた。それから管理が始まって小型魚を獲るのを我慢してきた結果で資源が増えたが、小型魚の増枠が薄い。大型魚は誰でも釣れるものではない。特殊な技術と経験が要る。

会 長 わかりました。それから先ほどの2kg未満の小型魚についてはどちらかということ最近では大中まきなどで獲って養殖マグロの種苗として使われるようですが、小型魚の枠の中に入っているんですか？

漁業振興課 曳縄で獲られる種苗はもっと小さなものが獲られていますので、それは除くとされています。

草野委員 1. 5kg未満は自分たちで作る各浜の資源管理計画の中で採捕しないとしているが、それを2kg未満まで、全国的な流れの中で進めるべきではないか。それで国際交渉で小型魚が増枠につながるならば良いのではとの考え。審議官が外国から話が出るのが「2kg未満の採捕をしている、だから小型魚の増枠はダメです」とのこと。

会 長 今のお話は、調整の材料に使えるのではないかとのことですが、なかなか表現するのが難しいところだと思います。交渉の中で水産庁にその辺の意向を伝える方向で、この文案を先ほどの草野委員のご意見の沿岸側にもっと小型魚の配分を強く求めることと併せて文案を考えるということまで

草野委員

うでしょうか。

もともと水産庁の考えが、小型魚を我慢すれば資源が増えるとの考えだが、これは卵が先か親が先かの話で、卵を多く産卵させれば子供はたくさん増える。産まれた子供を保護して育てても増える。どちらも正しいと思う。フィフティフィフティにするべきでは。個人的な考えではあるが。国の方針が、小型魚の漁獲を抑制した方が効果があるとの発想だから。

漁業者としては産卵マグロの漁獲を止めれば、大型まき網で獲る産卵マグロを止めれば増えるんだからという話をしてきた。

ブリについても東シナ海の産卵ブリの漁獲を制限すれば、漁獲は増えると定置業界では国に対して要望してきた。ブリも小さいものを獲らなければ資源は増えるとの考え。そういう国の方針があるもんね。

会 長

表現の仕方は他県との調整等で変わるが、長崎県としては草野委員の意見の「小型魚の沿岸への配分の増枠をもっと強く求める」というところで文案を整理する方向で良いですか。

山中委員

マグロはイカを餌に食うもんだから、イカ釣が全くダメ。我々のところは春先の4月に定置網に入ったマグロは全部逃がして、値段が上がった時に獲る。そうしないと枠が少ないのですぐ枠いっぱいになってしまう。

会 長

ほかにございませんか。その他も含めて。

岡部委員

全国の要望書の中には21ページに、「②スピアフィッシングに対する規制強化」という文言があるが、先日西彼海区の組合長会の折に、今の県の実況報告で、2年ほど前からスピアフィッシングの「もり」と「やす」の違いについて、ゴムがついているものについては「もり」という整理をして、これを長崎県がパブリックコメントに入った時に、ほとんどがそういう規制はしないでくれという多くの声が県のホームページに寄せられた。私も見てみたが、長崎で自分たちがやっているのもそういう規制はやめてくれという声もあったが、全国的に見て長崎というのは海に魅力があるので注目されていて、その長崎がそういう規制をやったらそれが全国に広がる、だから長崎が先陣をきって取り組むのは何とかならないのかというような声も多く書かれていた。県としては半年後ぐらいには、周知

岡部委員

期間も経過するので次は取締りに入ろうというところまできているとの話だった。全国的には対応が異なる状況の中で、はっきりゴム付きはダメと明言する以上は、今回の長崎県の要望、九州ブロックにあげる要望の中にも、遊漁との調整ということで入れてはどうか。全国の要望の中にもスピアフィッシングに対する規制という形で問題になっているので。

遊漁者の中でもスピアフィッシングは1本槍、1本もりのことだと言っている。21ページの②にあるようにスピアフィッシングという言葉をはっきり書いて要望してはどうか。

規制強化とまで強い言葉でいうのか、スピアフィッシングの規制の取組を全国的に広め、周知してもらいたいというのか。一番難しいのは周知の回り方。特に団体のない相手に対する、個人レジャーに対する周知は難しく、ものすごく工夫しなければならない。単一の県だけ、県の漁業調整規則の中で謳うものだから、それぞれの県でやるべきとなれば、あっちの県ではよくてこっちではダメになってしまうので、国全体として統一した形にする必要。規制をした中で、海業としてレジャーに対する取組をしようとする県には、規制した中で逆に許可するという動きが出るだろうと思う。今回県はゴムがついていたらダメというふうに取り組みますとこの間の組合長会で明言したので、規制と周知という部分を今回の要望にも入れていただきたいと思う。一番何を言いたいと言ったら私たちの地区はレジャーで遊漁者が結構来る場所で、先日も若い子が2名ほどで遊んでいて、駐在さんに来てもらってその時はまだ注意ぐらいだったんだが、そういう危険なものを手にしている者と漁業者とが接触して、怪我や最悪生命に影響するようなトラブルがあつてほしくない。漁業者には発見した時には、地元の駐在さんに声をかけて、制服を着ている人を連れて行って、自分たちだけでは決して行かないよう組合員には話をしている。そのところをスピアフィッシングという言葉で盛り込んだ形で要望をこの中に入れてほしいと思う。

山中委員

盛り込んでもらう方が良いでしょう。お盆前ぐらいに我々が監視していたところ生月町に関西方面の他県ナンバーが車で来て、アラとかイシダイとか高級魚を夜に突いてそれを送っている。関西に。

平戸市漁協の場合は、共同漁業権内は一本もりは禁止としている。それをちゃんとしていないと警察も海上保安庁も取締ることができないと言っ

て、うてあってくれない。ゴムがついていたら10mぐらいは飛ぶ。もしも事故があった時には問題になる。これはやってほしい。

会 長

スピアフィッシングについてはこれまで本県から要望はしてませんね。漁業調整規則で今どういうふうになっているのか説明してください。

漁業振興課  
本田参事

漁業調整規則の改正につきましては、令和3年度から、安全上の問題、漁業調整上の問題から何とか規制する方向でやってほしいとの要望が各地からありました。委員もご承知のとおり令和4年度に施行するというところでやっていたが、パブリックコメントで非常に反響がありました。新聞記事にも載りました。その後反対をされるスピアフィッシングの愛好家の人たちが会を作って、県と話し合いをしたいということがあって、その中で、一定の規制をするけれども魚突きができるような、共存していけるような方法を見つけてくれということがありました。県としては漁業体験研修の一環として、漁協が「もり」で魚を突く漁業体験を実施する場合は遊漁者であっても特別採捕許可を与えて行使するという制度を作りました。そこで実際に奈良尾では遊漁者との間で話し合いがつきましたので、今その実証作業をやっているところです。

改正については、規制する一方で特別採捕許可という仕組みができたということから水産庁から、漁業調整規則第45条の遊漁者の使える漁具の中に「やす」、この「やす」についてはゴムなどの発射装置をつけていないものでないと使えないと明記する改正を行います。近日公布して6か月間の周知期間を設けて3月頃施行となります。

周知については、もちろん各漁協、釣具店、取締機関、市町、県の出先機関含めましてポスターとかチラシを配布して説明して回りたいと考えております。今そのような状況です。

会 長

罰則はどうなるんですか。

漁業振興課  
本田参事

科料です。罰金で前科がつくことになります。

山中委員

それは県の方から取締機関にはお願いするということか。

漁業振興課  
本田参事

そうです。

山中委員

なぜかという、村瀬企画監が県北にいる時に、当時西さんが委員としていた頃、県北の調整委員会でも出た。「やす」と「もり」は違うから発射装置付きのものはダメだと。早いことしてもらわないとトラブルが起きたときに大変。よろしく願います。

会 長

今、九州ブロックの中で他の県から出てますか。

事務局 原

出てなかったと思います。

会 長

規制強化をしていくということであれば、本県で要望するという方向でいいですか。

事務局長

私の方からいいでしょうか。「やす」の定義の明確化ということを行いました。私たちも遊漁者に説明をしてきていますがどうしても理解が十分でなく、間違った解釈で発射装置が付いた「やす」、要は「もり」になってしまうものを使われている。

その行為自体が水中で行われるものですから、いざ取締りをしようとしても現行犯で捕まえることがなかなか難しい。そのため浜でのトラブルが起きているというのが大きな経過でして、ひいては海に出て潜って、ポツとあがってきた時に船外機などの漁船と接触したりすると大変な事故につながってしまうというおそれもあります。

ということで「やす」というのは発射装置がつかないものだという定義を明確にしました。規制強化という話がありますが、強化ではなく今までの定義をはっきりさせたということになります。

このことを進めるうえで他県の事例、調整規則を全部調べていますが、県によっては漁業者さえ使ってはいけない、「もり」に関しては何人たりとも使ってはならないという県もありまして、実態としては各県の裁量にまかされているところがあります。そのような中でこの要望の中で全国的に規制強化してください、規制強化ではないんですがそういったことを要望事項に盛り込むことは、よその県においては自治ルールでうまくやって

いるところもあるなかで、足並みを揃えて要望するという形になるのか、混乱がおきるのではないかと考えます。

今、定義を明確化した中で、モデルを作ろうとしています。奈良尾の浜串地区で特別採捕許可として遊漁者が10人ぐらい潜れる形でやっていますので、そうしたルールづくりを我が県で具体的にこうした方がいいということを見出してから提案した方が良いでしょう。要望の中に入れるかどうかはいったん預らせていただいて、整理して考えさせていただければと思います。

岡部委員

全国の要望の中にスピアフィッシングという単語が出ているというところ、もう一つは海に入る遊漁者が若干引け目を感じているところがあるんですよ。魚は第2種の共同漁業権の対象じゃないですよ。誰でも獲って良い。でも魚を突く目的で行くと、何か引け目をもっているから、漁獲物を入れるブイなんか極力目立たないようにしている。ここにも目視できるようにとか、目立たないから危ないとか書かれていますが、実際私も2年前に、うちの80代の組合員の船外機船と40、50歳ぐらいの方が上がってきた時に接触した事故があったんですよ。相手の方は手慣れた方で、ちょうど車と人間がぶつかったみたいに、あがってきた方は船にぶつかって体がやられて骨折とかもあって仕事ができないので補償をどうするのかとか、治療費がどうかとあって、うちの組合員は何にも見えない状態で急に海の中から上がってこられて、逆にもらい事故した、俺は悪くないという感覚を持っている、このようなあってほしくない事故ということを身近で経験したし、やはり潜る時にも、先ほど出たようなモデル的な部分でやる場合、許可されてやる場合は目立つ状態で、ここに自分はいますよというのが分かるように標識を立てて潜ってもらえば良いし、組合員にもこの海域には潜って遊んでいるので注意してと周知もできるので、早くにこういういい海の使い方になっていくようにしないといけない。

ただ先ほど組合長会で説明を受けたと話したが、この部分の説明が無かった。ゴム付きはダメですっていうのを6カ月の周知期間の後に施行していきますという説明だった。私たちにもその周知がどこまでできるのかという心配があっているような質問が飛んだんですよ。

今説明があったように規制はするがある意味許可するところは許可するという風に、組合長会や各浜に説明していけば理解はしやすいのかなと思

う。その部分の説明が無かったので、潜りたい、それをやりたいという国民がいる中で、海は漁業者だけのものなのかという書き方をする人がいっぱいいましたよね。そういう中で漁業界としての取組が良い取組になるように。漁業としてダメだという規制じゃなく海の上でのトラブル、先ほど「もり」という武器になるものを持った者の前に立つ危険の意味のトラブルだけでなく、実際に船と人間が接触したりするトラブルもあるので、そういう悲しい事故とかが起きないようにしたいと、要望してはどうかと思った。せっかく長崎県が取り組もうとしているので、こうしたことをやろうとしているということを伝える意味でも要望してほしい。

山中委員

「もり」ばかりではない。自分のところでは夜電気を焚いて海に入ること自体がだめということにしている。昼間だったら共同漁業権の中でそこで許可もらってこういう遊び方をさせてもらいたいと理に適うことであれば認める。しかし夜はトラブルがあるばかり。

事務局長

その辺の夜の灯りというのは法律上の縛りがないので止めさせることはなかなか難しいですね。ただ、岡部委員が言われた海業については今大きくクローズアップされていますし、進めるうえでのマナーとか漁業調整というのは切り離せませんので、漁業を振興していくうえでその辺りをルール化とかを目指していく趣旨の項目であれば私たちが求めるところがあるので追加する方向で考えさせていただければと思います。

会 長

わかりました。新たな要望として九州ブロックに出すとなると、他の県が今までない中でこれを全国にあげるかどうか、どういう反応をするのか戸惑う県も出てくるかもしれない。先ほど事務局長から説明があったように急に要望としてあげるよりも、県としてももう少し経験を踏まえ海業として育てながらやってみて、それを踏まえて要望してはどうかという考えと、規制強化ではなくこのような取組をやっていることを周知することを目的に要望してはどうかとの考えがありますが、どうでしょうか。

岡部委員

ゴムの規制をかけるということは、今まで明確でなかった部分がかかりはつきりしてくる。「やす」は絵では先端が3本、「もり」は1本となっているが、実際使われているのは1本のもの、魚を突くためのものはほと

岡部委員

んどがそうになっている。今までは「もり」と呼ばず「やす」という位置づけで持って行って魚を突かれても何も言えないという状況が長く続いていたのが、ゴムが付いていればそれは「もり」と見なすということをやろうとしているので、本県としてはそれでOK。

一番多かったのが、いろんな県をまたいでレジャーに行く方、特に長崎には福岡の方が多い。けっこうホームページ等でしっかり調べて、ここはどうだ、あそこはどうだと調べてから来る。そんな中、ゴムがダメと規制がかかってくるので、それは良いが、接触等の事故が心配。長崎県としてこうしていると出すだけでも良いと思う。

他県がどういう反応をするのか。同じような悩みを持っているのか。うちは積極的にオープンにしていますよというような県があるのか。規制をかけて特別採捕で許可する。先ほど出たようなクエとかイシダイとか漁業者にとって有用な、漁の対象にしたい魚は特別採捕では認めないとかのやり方は可能と思うので。中には突いた魚を売ろうとする意識の遊漁者はいるかもしれないが、多くは魚突きを楽しみたいという人のウェートが高いと思う。そういう人たちの要望は受けることができる体制づくりが必要。そういう意味でもよその県がどういう反応を示すのか、一度要望にあげてもらって、できれば足並み揃った体制に持っていければなと思う。

志岐会長

全国の要望の21ページのスピアフィッシングに対する規制の強化については、各県から要望を踏まえてこのような表現になっていますが、これはどちらかという各県で状態に合わせてやるべきで、国がこうしなさいということはまずできないし、全国統一的にやることもできないと思います。長崎県としてはこういう姿勢でいるし、規制強化の体制の中で県の中で決めていくべきと私は思います。

ただ岡部委員が言われたように、九州ブロックとしてどうなるかは別にして、県としてだけでも出してみても、他の県の反応を見るとか、周知も含めてやったらどうかと思いますがどうでしょうか。

荒木委員

今の意見も含めてですが、海業の推進とか、そういうことも広まるだろうし、遊漁船、ボートなんか漁港の中に、知らない船が釣りに来て、養殖漁場の筏のそばに係留して、生け簀の外を向いて釣っているのか、中を釣っているのか、漁業者が近くにいる時は、離れているけど、漁業者が帰

荒木委員

ると近くに寄っている。海業の推進によって、ある程度規制をしなければならぬことが増えてきているように思う。一般的に海業の推進というばかりでなく、各規制というのは単協にもこういうことはレジャーとして良くて、これはダメだときちんと通達を出して伝える必要がある。海業を進めるうえでは新たな規制が必要だと思います。

もう一つは継続要望になっていますが、水産庁のいろいろな施策の方向性、内容が変わることに対して、海区漁業調整委員の資質向上に向けても、研修会なり必要じゃないかと常に思っています。特に私たちみたいに現場に精通していない者にとっては、研修会なり資料でしか情報を仕入れることができない。研修会の必要性は各県どう思っているのでしょうかね。

会 長

わかりました。今ありました皆さんの意見を踏まえて、周知も含めて長崎県の意見として出してみるということでよろしいですかね。

各委員

異議なし。

会 長

他になにかありませんか。

神田委員

昨年、対馬海区からの要望を汲んで県連合海区として上げていただいた大臣許可漁業との調整については、会長にしっかり国に伝えていただいてありがとうございました。まだ、調整中の状況ですので、このまま継続であげていただきたいと思います。

会 長

わかりました。他にございませんか。

各委員

(特になし)

会 長

意見も出尽くしたようですので取りまとめを行いたいと思います。要望項目の1から6については全て継続要望することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

会 長

なお、要望内容の表現につきましては、本日ありました各委員の意見を踏まえ事務局で文言整理のうえ、私にご一任いただき提出するというところでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

会 長

ご異議もないようですので第1号議案「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議に係る提案議題について」は各委員のご意見を踏まえて、事務局で文言整理したうえで私に一任いただき提出することに決定します。

以上で予定の議案は終了しましたが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

全委員

(特になし)

会 長

事務局から何かありますか。

事務局

県連合海区としての委員会の会合は、今回で最後の予定と考えております。次期委員の選任作業がでてまいります。連合海区の学識経験委員につきましては来年3月中に、海区代表の委員につきましては、各海区の委員が決まりましたから来年4月に各海区で委員会を開催していただき代表を決めていただいた後に、改めて会合を開くこととなります。以上です。

会 長

よろしいでしょうか。

これをもちまして第102回長崎県連合海区漁業調整委員会を閉会します。ご審議ありがとうございました。

( 閉 会 )

( 1 6 : 4 0 終了 )